

土地・家屋の現地確認を行っております！

固定資産税の対象となる土地・家屋は、基準日である毎年1月1日の現況に基づき課税されます。税務課では、課税台帳と現況を照合するため、町内の土地・家屋の調査を随時行っています。ご理解とご協力をお願いします。

また、以下に当てはまる場合はご連絡ください。

- ・家屋を新築、増築したとき
- ・家屋を取り壊したとき
- ・土地の利用状況を変更したとき（太陽光発電施設用地など）

新築・増築の家屋調査にご協力ください！

居宅や物置、車庫などを新築・増築した場合、翌年度から固定資産税が課税されます。税務課では、税額の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

調査に当たっては、家屋の完成後、ご案内のお手紙や訪問等で所有者へ連絡し、日程を調整します。調査当日は所有者もしくは代理の方の立会いのもと、30分～1時間程度を予定しています。

調査時にご用意いただくもの

- ・家屋の立面図、平面図の写し
- ・建築確認済証、建築仕様書一式、認印、マイナンバーの確認できるもの
- ・長期優良住宅認定通知書の写し（認定を受けた方のみ）
- ・工事請負契約書の写し（本体施工が町内業者の方のみ）



【問合せ先】 税務課 資産税グループ ☎ 029-240-7114(直通)

令和4年分申告用 所得税や住民税の「障害者控除」

「障害者控除対象者認定書」の発行について

「障害者手帳」等の交付を受けていない満65歳以上の方で、身体の障がい、または認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

所得の申告にあたり、この認定書を提示することで、「障害者控除」を受けることができます。

▶対象 次の1と2を満たす方

- 1 町の住民票に記載されている満65歳以上の方、または茨城町の介護保険第1号被保険者であること。
- 2 介護保険制度の要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けており、町の基準に該当する方。
※「障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている方は、手帳で控除の申告をする事ができますので、申請の必要はありません。

▶申請について

申請者 控除対象者（本人）または親族
 受付期間 令和4年12月1日（木）～ 令和5年1月31日（火）
 窓 口 長寿福祉課（1階4番窓口）
 持参する物 ・控除対象者の印鑑（親族の申請は、親族者の印鑑が必要）
 ・介護保険被保険者証
 手数料 無料
 交付 後日郵送（12月受け付け分は、令和5年1月以降送付予定）
 ※即日交付はできません。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407(直通)

12月11日(日)は茨城県議会議員一般選挙の投票日です



投票は、皆さんの意見を政治に反映させるための大切な機会です。

さまざまな投票方法がありますので、投票日当日に用事がある方も、必ず投票しましょう。

1 当日投票

投票日当日に、各投票所において投票する方法です。
投票所の場所等は、投票所入場券に記載しておりますので、ご確認ください。

2 期日前投票

投票日当日に、仕事や外出などの予定により投票できない方は、**期日前投票**ができます。
期日前投票所の場所等は、投票所入場券に記載しておりますので、ご確認ください。

3 不在者投票

（いずれも郵送等により時間がかかりますので、早目のお手続きをお願いします。）

(1) 名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会での不在者投票

仕事や学業、旅行などのため、長期間他市区町村に滞在されている方は、滞在地の市区町村選挙管理委員会で投票することができます。

<投票の流れ>

- ①**宣誓書兼投票用紙等請求書**を茨城町選挙管理委員会に直接、または郵便等により提出してください。
- ②茨城町選挙管理委員会から、**不在者投票証明書**、**投票用紙等**を滞在先に送付します。
- ③送付された不在者投票証明書、投票用紙等を滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参してください。
なお、不在者投票証明書や投票用紙等が入った、「開封厳禁」のシールが貼られた封筒は、決して開封しないよう、ご注意ください。
- ④滞在先の市区町村選挙管理委員会から、茨城町選挙管理委員会へ投票用紙が送られます。

(2) 指定病院等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院等の施設に入院・入所されている方が、その施設において不在者投票をすることができる制度です。詳しくは各施設にお問い合わせください。

(3) 郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがある方が、投票所に行けない方が、郵便等により投票をすることができる制度です。
この制度の利用には、あらかじめ**「郵便等投票証明書」**の交付申請が必要です。
申請書の審査等に時間がかかる場合がありますので、制度のご利用を考えている方は、お早めに茨城町選挙管理委員会までお問い合わせください。

<郵便等による不在者投票ができる方>

手帳等の種類	障 害 の 部 位	等 級
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級または3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※郵便等による不在者投票をすることができる方のうち、一定の要件を満たす方は、代理記載制度を利用できます。詳しくは、茨城町選挙管理委員会までお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城町選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 029-240-7125（直通）